

平成25年第15回教育委員会定例会

開会年月日 平成25年8月5日(月)

場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 委員長 内藤幸子
同 委員 外松和子
同 委員 天沼英雄
同 委員 安藤睦美
同 教育長 河口浩

議 題

1 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する
陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書
〔継続審議〕

2 協議

- (1) 平成25年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

3 報告

(1) 教育長報告

平成25年度練馬区教育委員会一斉防災訓練の実施報告について

教科書展示会の実施状況について

練馬区次世代育成支援行動計画(後期計画)実施状況(平成24年度)について

光が丘保育園(別棟)および光が丘児童館びよびよの耐震補強工事について

平成25年度保育施設の給食用食材放射性物質検査の実施について

その他

平成25年度練馬区立中学校生徒海外派遣の帰着について

その他

開 会 午前 10時00分

閉 会 午前 11時55分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	郡 榮 作
こども家庭部長	堀 和 夫
教育振興部参事教育総務課長事務取扱	岩 田 高 幸
教育振興部教育企画課長	羽 生 慶一郎
同 学務課長	内 野 ひろみ
同 施設給食課長	山 根 由美子
同 教育指導課長	堀 田 直 樹
同 総合教育センター所長	伊 藤 安 人
同 光が丘図書館長	加 藤 信 良
こども家庭部参事子育て支援課長事務取扱	木 村 勝 巳
こども家庭部保育課長	櫻 井 和 之
同 保育計画調整課長	杉 本 圭 司
こども家庭部参事青少年課長事務取扱	
練馬子ども家庭支援センター所長事務取扱	中 里 伸 之

委員長

ただいまから、平成25年第15回教育委員会定例会を開催する。

本日は、傍聴の方はお1人お見えになっている。よろしく願います。

では、案件に沿って進めさせていただきます。

本日の案件は、陳情4件、協議1件、教育長報告6件である。

初めに、陳情案件である。継続審議中の陳情4件については、事務局より新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、本日は全て「継続」としたいと思うがよろしいか。

委員一同

はい。

委員長

では、継続とする。

協議(1) 平成25年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

委員長

次に、協議案件である。平成25年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価についてである。この協議案件は本日で3回目の協議となる。

前回の協議において実施方針の改正を決定し、その後今年度の点検・評価のテーマを、練馬区教育振興基本計画から、「教育相談の充実」、練馬区次世代育成行動支援計画から

「保育サービスの充実」と決定した。

本日は、「教育相談の充実」のテーマに関する資料が提出されたので、説明をお願いする。

総合教育センター所長

資料1をお願いする。教育相談運営事務についてである。この資料中のページ数は、平成24年度教育相談の報告書の掲載ページである。あわせてお目通しいただければと思う。

まず1番である。教育相談室の運営である。現在、区内3室で教育相談室を運営している。今後、大泉地域にも相談室を設置する計画があり、4室で教育相談を計画している。

(1)相談日であるが、日曜、休日、年末年始を除く午前9時から午後5時まで、土曜日も開室しており、金曜日は午後6時まで開室している。(2)教育相談につながる主な申込経路であるが、記載のとおり、学校関係者であったり、総合教育センターへ兄弟、姉妹が通室していたり、あるいは児童相談センターをはじめ福祉事務所などからの紹介もある。また、広報を見て連絡をしてくることや、地域の民生児童委員の方や医療機関等から連絡がくることもある。(3)主な実績等であるが、24年度の実績となるが教育相談室に来室した件数は1,500件余、延べ件数にすると17,000回近い相談回数である。また、電話を受けたのは600件余、そのほかにペアレント・トレーニング、発達支援グループ活動というような相談室の事業も行っている。お子さんの子育てを支援するような事業であったり、お子さん自らがグループを使ってコミュニケーションを進展させたりというような取り組みである。

2番の適応指導教室の運営である。現在総合教育センターでは、適応指導教室を小学生対象と中学生対象の2つに分けて運営している。(1)開室日時であるが、記載のとおりで、学校と同じく長期休業期間を設けて運営している。(2)主な事業内容である。特に中学校対象のトライについては、学習活動に力を入れている。また、小学生対象のフリーマインドについては、レクリエーションに重きを置いて、友達との関係性になれるというような事業を行っている。事業全般として、心理的な課題改善を支援することにより、学校復帰に向けて努めている。

3番の主な登校支援対策事業である。資料には主なものを掲載している。まず学校訪問相談事業である。こちらは学校の教員を対象にしており、学校からの要請に基づいて、専門的な課題に対して講師を派遣させていただいている。次にソーシャルスキルトレーニングだが、これは子供を対象としており昨年度24回開催した。そのほか登校支援研修会を3回やっている。次に登校支援担当による学校訪問である。これは総合教育センターで登校支援担当を設けて、各学校における相談や課題の確認ということで、各学校を訪問させていただいた。訪問回数は小学校16回、中学校18回、合計34回である。

委員長

それでは、各委員からのご意見、ご質問、それから追加の資料要求などがあれば伺いたいと思う。

天沼委員

総合教育センターから出された教育相談の報告書を読ませていただいた。大変勉強になった。1年を通じて継続的に相談事業が実施されていて成果を上げていることがよくわかった。まず1つ目は、スーパーバイザーが設置されていて、専門的な指導のもとでケースカンファレンスなどの研修が行われ、教育相談員の資質の向上も図られている。続いて2つ目は、相談の申し込み、あるいは相談の電話予約が親からであるということである。まずは親が家庭における教育の第一義的責任者であるということから、相談が親からスタートしており、保護者との連携もとられているということが、読ませていただいてよくわかった。

トライ入室の生徒が、他の地区と比較して多いという記載があったが、これは保護者が直接申し込みできるところによるものが大きいと思う。したがって、情報がより保護者に届き、そして、この制度を活用していただけるよう、情報発信ができればと思う。区内の不登校生徒の2割が入室している状況は、他と比較してかなり充実していると思う。有効に活用させていただいているということである。

安藤委員

とても丁寧な報告書を拝見させていただいて、状況がわかると同時に、課題なども見えてきた。今後、教育相談室の数も増やしていくということだが、課題があるから増やしていく、またニーズがあるから増やしていくということである。まず教育相談室の最初のステップとして、電話や訪問があるが、初めて個別相談を行うとき、聞き取りをする項目が18程度あるということを聞いた。どのようなステップであるか。その項目はこの報告書に入っているか。

総合教育センター所長

この資料の中には入れていない。さまざまなケースがあるため、その都度、個別の事情に応じながら相談を進めさせていただいている。もちろん、一定のスケールということで、心理職の専門家が見立てながら進めている。

安藤委員

何が問題かということが見えなかったときに活用されているのだと思うのだが、そういった資料を次回、差し支えない範囲で見せていただけたらと思う。

総合教育センター所長

はい、提出できる資料を探してみたいと思う。

天沼委員

今の資料要求にあわせて、子供たちの反応、子供たちに対するアンケートがあれば、子供たちの声をまとめて、資料としていただければと思う。

総合教育センター所長

教育相談をはじめトライ、フリーマインドの運営においても、子供の反応を見ながら運営している。アンケートをとることについては、若干の考慮すべき点もあると思う。その辺については、私どもで判断をさせていただいて、できる範囲で資料を提出したいと思う。

外松委員

今回のこの資料を拝見させていただいて、この教育相談は非常に多岐にわたるが、ほんとうに丁寧に対応していただいていると感じた。また、職員のスキルアップ研修も、多方面から各分野のスペシャリストを講師としてお招きして、質の高い研修が行われている。資料の24ページから39ページの中で、区内の不登校の小学生、中学生に対して、さまざまな報告をいただいているが、週時程に基づいて学習活動をしたり、遠足や宿泊体験、季節に応じた行事が盛り込まれており、相談活動とともに充実した、きめ細やかな、個人に合った、教育活動をしていただいている。

また、感想になるが、不登校のお子さんを抱える保護者の方を対象とした講演会や懇談会有り、相談後のフォロー体制も充実しているということを感じた。

天沼委員

問題と課題についてである。まず1つは施設の問題であるが、パソコン室の順番待ちがあるようである。使えない子供がいるということなので、施設設備面での充実・拡充が必要だと思う。報告書の36ページに報告があったと思う。

次に2つ目であるが、不登校の原因に学力の不安や劣等感の克服ということが挙げられている。これらに応える方策は、できるだけ居心地のよい居場所づくりということになると思う。しかしながら、復帰する学校は必ずしも居心地がよい場所ではなく、試験や競争もある。そのような場へ戻っていくということを考えると、この中においても学校と同じ形ではなくとも、競い合うということを若干含めていく必要があると思う。この報告書には、そのような報告がなかったが、そういう工夫が必要かと思う。

それから3つ目であるが、相談室への登校日数を増やすため、グループセラピー、創作活動、集団活動などを通して、登校の楽しさを感じ、友人づくりを進めている。このような取り組みを進めているが、学校復帰への気持ちがある一方、実際に学校に復帰できる生徒は少ないという記載があった。気持ちと実際の行動の間で乖離があるということだろう。気長に待つことになると思うのだが、不登校だから人生をやめてしまうわけではない。一時途中下車しただけだと思うので、学校とのつながりを持ち、学級への参加意欲に結びつく、取り組みが必要ではないか。例えば、学校・学級への復帰を予定している場合、学校・学級の行事へ参加する機会があれば多少役立つと思う。

それから、私の経験なのだが、担当している学生の中に、いじめにより小・中学校へ行っていない学生がいた。最初何日が登校して、そのあと小・中学校には行ってないと言っていた。この学生が教職課程をとっている。そのような子供たちとかかわりを持ちたいと教員を目指している。自分のように小・中学校に行けなくても大学へ進学できるということを伝えたいようである。この学生は入学当時落ち着きが悪かったが、学生

生活に慣れると、元気に大学で学んでいたり、友達と遊んだり、アルバイトに精を出したりと学生生活を楽しんでいたと思う。不登校のお子さんを持つ親御さんは、悲観するところもあると思うが、その気さえあればチャンスはやってくることを知っておいてもらいたい。

総合教育センター所長

幾つかお話を頂戴した。パソコン室については、施設面のことなので、できる限り充実させていきたいと考えている。

学習面での競争というお話があった。適応指導教室においては、遊びの中に競争を取り入れた学習面の運営を少しずつ取り入れている。子供たちに負荷がかかるようなことのないように、退職されたベテランの先生方を中心に運営している。

また、学校への復帰ということである。適応指導教室は学校復帰が大前提である。その中で、完全復帰という形ではないにしても、行事ごと、それから、週に1回、2週間に1回というペースで学校に復帰している。あるいは教室ではないにしろ担任にプリントをもらいに行くということもある。そのような生徒は適応指導教室に通っている子供の中で、1、2割程度いると思う。学校へ復帰するためには、学校の体制が、学校に通えなくなってしまう状況から、少しでも改善されたということをお子自身が感じて、これならば学校へ登校できるということになれば一番よいが、簡単にはいかない状況もあるようだ。私も適応指導教室の担当者が、頻繁に学校と連絡を取り、そのことも伝えながらより良い体制づくりができたらと思う。

教育振興部長

トライへ行っている子供が学校へ復帰した場合、卒業してからの進路がもう1つの課題である。本年度から、春日町青少年館の中に、地域若者サポートステーションを開設したので、学校と地域若者サポートステーションのつながりをどのように作っていくのかということが、これからの大きな課題だと認識している。

外松委員

今、教育振興部長がおっしゃってくださったことも、ほんとうに大事なことである。これから先、成人して青年期を迎えるが、社会の中で自立できるように、サポートしていかねばならないと思っている。

そういうことで質問をよろしいか。報告書12ページの(3)に学校現場等へ派遣される「緊急対応」という文言があるのだが、この学校現場へ派遣される緊急対応とは、どのようなものか教えてもらいたい。

総合教育センター所長

最近で言えば、マスコミで大きく報道された小学校の事件があったが、そのようなときに総合教育センターの心理教育相談員が学校現場に行って対応するという状況である。

委員長

他にあるか。

教育長

24年度は、相談件数が大幅に増えて、最多を記録している。学年としては全体的に増えている状況であるが、最近の傾向や、増えてきた相談内容がわかれば教えていただきたい。

2点目は、不登校の子供たちをめぐって、総合教育センターと学校が連携を図っていかなければならないが、そのときにどのような課題があると認識しているのか、教えていただきたい。

3点目は、来年4月から学校教育支援センターが光が丘に新設されるわけだが、その中で教育相談業務の充実について、総合教育センターとしてどのような展望を持っているのか、お聞かせいただきたい。

総合教育センター所長

まず1つ目であるが、傾向ということである。中学校では主訴という言い方をしている。教育相談の中で主だった課題の認識であるが、不登校、いじめ、虐待、発達障害、という4点になる。その中で、現場の心理教育相談員等から、発達に関する課題が増えてきていると聞いている。報告書の14ページの一番右上に4つの主訴をまとめているが、この数字に加えて、適応指導教室やフリーマインドに入室を希望される方で、発達にも若干の配慮が要ると考える方も増えている。このようなことも裏づけになるのではないかと考えている。

2つ目は、教育相談と学校との連携における課題ということである。私どもは、学校との連携を密にとりながら、教育相談を受けている子供への支援を考えているが、学校、教員の方々も、教育相談ということについて、どのようなことを留意して進めていったらよいのかということについて、不慣れな面が見られることが多い。私どもでは研修も含めて、そういうものを解決していき、学校現場のスクールカウンセラーや心のふれあい相談員とも連携しながら、一体となって教育相談を進めていきたいと考えている。

3つ目だが、学校教育支援センターの開設に向け、私ども準備を進めているところである。教育相談の一元化という課題の解決に向け、検討を進めている最中である。特に学校にどのような課題があって、その課題をどのように解決していったらよいのか、まずこの糸口を探ることが大事であると考えている。その際、複数の相談先があると、学校側にとって非常に負担があるため、より相談しやすい体制、窓口の一本化を図っていくことが、一番大きいことだと考えている。

安藤委員

学校の先生方の中で不慣れな方がいると言われた。年数を経て子供たちが成長していく中で、最初の担任の先生はその子供のことをよくわかっていて、クラス替えがあったり、担任の異動があったりという中で、学校現場でその子供のことをよく知っている先生方がいなくなってしまうということがあると思う。そのあたりはどのようにフォローしているか。

総合教育センター所長

今現在、その点については、フォロー体制はできていない状況である。次年度、学校教育支援センターという組織になったときに、スクールカウンセラーや心のふれあい相談員も私どもの組織の一員ということになり、教育相談室、適応指導教室との連携もより図れると思う。そのような体制の中で、学年を超えて子供に対する対応、情報を共有できる体制を整えられると考えている。

委員長

私も感想を含めて述べたいと思う。昭和33年、7つの地区で学校に教育相談室が設置されてから50年余りたったわけである。先ほどから話にもあるように、相談件数が大変増えてきている。また、内容が複雑で多様化してきていることもよくわかった。その中で、総合教育センターとしても、適応指導教室をつくったり、グループ活動を行ったり、ペアレント・トレーニングというような、啓発活動を行ったり、時代のニーズに応じて必要な活動を取り入れてきていることがよくわかった。

1つ、資料要求になるのだが、教育相談というのは、教育相談室だけで行っているわけではなく、多くは学校教育現場で教育相談を随時行うことになると思う。その場合、学校教育相談を充実させるために、教育委員会として一体どういうことをしているのかという視点が大事になってくる。26年度から、学校教育支援センターを設置することになるが、心のふれあい相談員、スクールカウンセラー、ネリマフレンドといった取り組みが学校の教育相談を充実させる支援になると思うので、これらに関連する資料をいただきたい。

もう1つは、学校支援センターについてである。かつて教育委員会でも話し合い、全体像がどのようなものか確認したが、施設の概要でも構わないので、学校教育支援センターに関する資料をいただきたい。評価する際にも、学校教育相談への対応に関することと、教育相談室そのものの活動と、両面から見ていく必要があるのではないかと考えている。

練馬区教育振興基本計画体系図の中の3の1の教育相談の充実の中には、3つの主な取組があるのだが、この2番目の不登校対策の充実については、おそらく次回資料として出していただけと思うが、これは本日の説明にあった3番のことなのか、それともそれ以外のことなのか、教えていただきたい。

総合教育センター所長

今回、お示しした資料は、教育相談の充実の中の半分ぐらいの領域である。例えば、ネリマフレンド関係、スクールカウンセラー関係の業務は、現在別の所管であるが、次年度以降、私どもの所管となるので、現在の所管と調整して資料を提出したいと思っている。また、1番と2番は、両方とも密接に重なっているので、分けて説明できなかった。そのようにご了解いただければと思う。

委員長

わかった、ありがとう。

教育指導課長

先ほど委員長から資料要求のあった、心のふれあい相談員、スクールカウンセラー、ネリマフレンドに関しては教育指導課の所管となっている。こちらで昨年度の活動状況や相談件数等をまとめたものがあるので、次回資料を提出したいと考えている。

委員長

よろしく願います。ほかに。

外松委員

教えていただきたい。23ページの6 電話教育相談の主な主訴内容の上位に問い合わせという項目がある。これはどのような内容のものなのか。

総合教育センター所長

電話をかけてこられる方はいろいろな不安をお持ちになっていて、本人も整理できないままかけてこられることが多い。その中で、こういうことを聞いてもいいのか、どのような内容に対応してくれるのかといった問い合わせである。教育相談とはどのようなことを対応してくれるのか、どのようなサービスを受けられるのか、このようなことが主な内容となっており、問い合わせというような項目にまとめて、統計資料を作成させていただいた。

外松委員

わかった。

委員長

ほかにご意見、ご質問、資料要求あるか。

外松委員

この教育相談の資料を読ませていただいたり、日ごろの現場の先生方の話を伺ったりする中で、最近、発達障害の子供が増えていると感じる。この資料の中の不登校も、さまざまな要因が複雑に絡んでいて、単純ではないが、人とコミュニケーションがとれない発達障害の要素も多分にあるのではないかと思う。

最近、幼稚園においても、担任だけではクラスの教育、保育をすることができなくて、補助の人をつけないといけない状況にある。これも発達障害が関係していると思われる。また、私立幼稚園は、このような状況に対応が難しいという話を聞いたこともある。このような子供たちが小学校に入学し、入学して初めて学校で学び中心の集団生活に入っていく、保護者の方が専門的な窓口相談するという状況が出てきている。小学生、中学生になって、不登校になる子供を見ていると、コミュニケーション不全や発達障害がかかっているのではないかと思われる実態がある。

区としては、子供たちの将来を考え、発達障害を早めにキャッチして、専門家の先生方に相談して、子供たちをより良い方向に育てていくためには、どのような対応が必要かということを考えなければならない。練馬区においては、幼児教育の多くを私立幼稚園が担っているが、私立幼稚園が主体的に取り組むということは難しいと思う。そこで、提案となるが、5歳児検診を設けて、その検診で発達障害と思われる子供をフォローすることができれば、小学校へ入学した時には、どの程度補助が必要であるかわかっているため、小学校生活の中で、どのように生活していくのがよいかという新しい視点ができると思う。いずれにしても、すぐに対応できるわけではないと思うが、発達障害やコミュニケーション不全の子供たちが増えてきているので、近々対応しなければならない課題でないかと考えている。

委員長

今、主に小学校、中学校に入ってから教育相談について、話し合っているが、幼児期、乳幼児期の相談に関することについて、説明していただきたい。子ども家庭支援センターやこども発達支援センターが担当しているのか。

こども家庭部長

障害児の保育という観点で、私からお答えさせていただく。私立幼稚園については、昭和50年代半ばから、心身に障害のあるお子さんをお預かりいただいた場合、毎月15万円程度の障害児保育委託料をお支払して、障害児保育を推進してきたところである。しかしながら、その際のお子さんについては、障害者手帳等の所持が前提になっていた。特別支援教育が始まる段階の平成19年から、障害者手帳をお持ちでないお子さんで、発達障害等の課題のある、特別な配慮を要するお子さんが入ってきたと思われる際に、そのお子さんに対応する方々に対する雇用に補助を始めている。そのような中で保育の充実を図っているところである。

さらには、私立幼稚園の中に幼稚園教育研修会という教育研修の組織があって、その中で、そのようなことをテーマに取り上げて研修を行っているところもある。

また一方で、特別支援教育が始まる際、学校教育相談員、学校巡回相談員という制度を立ち上げており、十数名の相談員が小・中学校を中心に巡回しているが、私立幼稚園においても、要請があればできる範囲で巡回相談に応じている。

いずれにしても、特別な配慮を要するお子さんの保育については、さまざまな方法を用いながら、充実を図っている。あわせて、子ども家庭支援センターの相談等においても、その相談には応じているところである。

教育振興部長

今、発達障害が多いということであるが、文部科学省の統計では1学級に6.5%ぐらいいるという統計もあるようである。また別の専門家によると20%から30%いるのではないかという見解もある。そのような意味では、発達障害をどのようにとらえるかによって相当数が増えてきてしまう。もう一つは、5歳児が1つの節目になると思うが、医学的に見て、発達障害を診断できる年齢が何歳なのかということによっては、早めの

段階から治療と教育、療育という視点で子供にかかわらなければ、5歳の時点では遅いかも知れない。いずれにしても、こども発達支援センター等があるので、医学的に発達障害などを診断できる年齢はどのくらいなのかということを確認させていただきたいと思う。

天沼委員

それと直接かかわりはないのだが、不登校の相談事由が、資料19ページによると、AとGが多く、特にGの複合型が多いようである。もう1つ、女子生徒と比べると男子生徒が多くなっている。何か男子と女子との違いがあるのか。このページ以外にも男女差があるという記載があったと思うが、これはどういうことか。

総合教育センター所長

統計的に男子のほうが多いということについては認識しているが、確固たる原因があるという認識はない。

天沼委員

男子の方が女子よりも活動領域が広く、活発に動き回っているため、競争や人間関係の中でぶつかり合うことも多く、学校の不適應などで、学校との間に問題が起きてしまうということがあるのかもしれないと思った。複合型も多いということで、何か理由がわかるようであれば、お聞きしたいと思った。

委員長

3歳児健診時にもそういう兆候があるということで、保護者が指摘されて相談に来るというケースも多いようである。集団に入ってから顕著になるということもあると思うが、先ほど教育振興部長がおっしゃったように、何歳ごろからそういうことが顕著になってくるかということについては、これから研究していく必要があると思う。

追加の資料要求である。学校巡回相談員も相談活動の支援を担っているため、学校巡回相談員に関する資料もあわせて提出してもらいた。よろしく願います。

学務課長

学校巡回相談員は学務課が所管である。次回資料を提出できるように準備する。

委員長

よろしく願います。

天沼委員

学力問題などで不安を感じているという児童生徒がいる。それにかかわる障害として、学習障害や注意欠陥多動性障害があると思うが、発達障害の中で学習障害は数値として少ないのか。統計的な数値がなかったので、教えてもらいたい。

総合教育センター所長

直接的な答えになるかわからないが、トライの入室希望者の詳細が書面で上がってきたときに、特に今年に入ってからなのだが、知能検査の数字などの資料が添付されることが多くなった。この辺りから障害が疑われる子供が増えてきているのではないかと考えている。それをこの資料集の中に掲載していくことについては、今後、分析の必要性ということも踏まえながら、考えていきたいと思っている。教育相談室ということであれば、18ページの下のほうに、発達の問題ということで数字を載せている。

委員長

よろしいか。

天沼委員

はい、わかった。

委員長

平成10年から家庭訪問教育相談も行っている。相談室に足を運ばないお子さんも多いと思うので、家庭を訪問するという活動は大事だと思う。来室者相談が基本なのだろうが、訪問で相談できるという体制がさらに充実するとよいと感想を持った。

もう1つ、相談の経路だが、最近是他機関からの紹介も大変増えてきているようだが、これは問題が多様化しているということのあらわれであると思う。そういう意味で他の機関と連携を図っていくことがますます大事になってくると思う。そこで、家庭訪問の話と関連して、スクールソーシャルワーカーについて聞きすることが多い。練馬区として、スクールソーシャルワーカーの配置をどのように考えているのか教えていただきたい。

総合教育センター所長

家庭訪問教育相談については、委員長がおっしゃるとおり、私どもも充実を図りたい取り組みの1つと認識している。

今あったスクールソーシャルワーカーの話だが、文科科学省でスクールソーシャルワーカーとはこのようなものということを一定程度示している。それにとらわれることなく、23区では、平成24年度において、13区が取り入れている。私どもは学校教育支援センターの開設にあわせて、スクールソーシャルワーカーのような支援ができる方の配置を考えていきたいと考えているところである。

委員長

わかった。

外松委員

62ページにペアレント・トレーニングについてまとめられている。この中ですごくよいと思ったのは、ペアレント・トレーニングを受けた後、親御さんたちは、3室合同

で同窓会を実施しているということである。教育相談室を出た後も、子供たちが成長していく中で、これまでとは別の悩みや喜びなどがあると思うので、それらを同窓会の中で、共有できる親の集いがあるということは、大変よいことだと思う。さきほど教育振興部長から、成人した青年たちのケアの受け入れ先を検討していかなければならないという話があったが、ペアレントの同窓会もその1つであると思う。

天沼委員

48ページで水野薫所長が講演の中でおっしゃっている言葉だが、下から8行目に、私たちは通常、通級指導ということでご説明いただいてきたが、所長は、補助の付け方と通級については、個別支援がすべて悪いというわけではないが、下手をすると、発達障害につながるが多いと書いている。これは意外に思ったのだが、どういうことが説明をいただきたい。

総合教育センター所長

恐縮である。こちらについては、46ページに書いてある活動報告会の中での講師のお話である。大変申しわけないが、私のほうから説明することは難しい。

天沼委員

すまなかった。

委員長

よろしいか。

天沼委員

はい。

総合教育センター所長

発達障害については、私どもが課題として認識していることを説明させていただいた。先ほどお話があったペアレント・トレーニングについては、平成19年度から活動を開始しているが、年々活発になってきていると感じている。私どもとしても、この活動についてはさらに力を入れていきたいと考えており、総合教育センター、教育相談室の中で話を進め、私どもの職員の中で指針の1つとしている。

委員長

ほかにご意見、ご質問、資料要求はあるか。

次回も継続となるので、今日はここまででよろしいか。

各委員からさまざまなご意見をいただいたが、本日の審議はここまでとして、教育相談の充実のテーマについて、次回以降も審議を継続したいと思う。事務局は、本日の審議を踏まえて、必要な資料を準備し、次回以降提出するようお願いする。よろしく願います。

(1) 教育長報告

平成25年度練馬区教育委員会一斉防災訓練の実施報告について

教科書展示会の実施状況について

練馬区次世代育成支援行動計画（後期計画）実施状況（平成24年度）について

光が丘保育園（別棟）および光が丘児童館びよびよの耐震補強工事について

平成25年度保育施設の給食用食材放射性物質検査の実施について

その他

平成25年度練馬区立中学校生徒海外派遣の帰着について

その他

委員長

次に、教育長報告である。

教育長

本日は6件、願います。

委員長

それでは、報告の 番について願います。

教育総務課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員のご意見、ご質問を願います。

安藤委員

大変大がかりな訓練を毎年やっているの、毎年いろいろな課題が見えてくると思う。質問である。まず、基本的なことかもしれないのだが、防災無線というのは、電源がなくても動くのかということ。そして、どのような場所に設置されているのか。

それから、今後の課題のところ、訓練の時間帯、時期について、検討しなければならないと出ているが、教育委員会として、今は児童生徒が学校にいる時間帯に大きな地震があって、安全に家庭に子供たちを帰すことが、訓練の内容だったり、課題だったりすると思うのだが、地震の発生が週末であったり、長期休業中であったり、子供たちが学校に来ていないときに大きな地震が発生したら、どのように子供たちの状況を把握していけばよいのか、どのように対応をしなければならないかという方針は決まっているのか。

教育総務課長

行政防災無線については、災害時でも使えるものである。電源については我々も把握

していないので確認しておく。いずれにしても、災害時にも活用できるということから導入しているところである。ただ、古い機器もあって、聞き取りづらいところもある。今回の訓練で、多くの学校が一度に利用したが、混乱することなく使用できた。

あと、これまでの一斉防災訓練は、東日本大震災が下校時に発生したこともあって、そのあたりを念頭に置いた時間帯で実施してきた。確かに夏期休業中、夜中、さまざまな時間帯に地震発生が考えられるが、そのような時間帯においては、子供たちの安全確認となると、学校の管理下でないところがある。これについてはある程度、震災がおさまってから情報収集を行うことになると思う。東日本大震災のときには、学校の先生が避難所を回って子供の安否を確認したということがあった。そのような形での対応が必要となってくると思う。そのための訓練については、どのような方法が考えられるか、検討したうえで、必要に応じてそのような訓練も行っていきたいと思う。

委員長

ほかにご質問はあるか。

天沼委員

目的のところの保護者・地域・関係機関との連携とあるが、このたびの関連機関というのはどういったところが想定されていたのか。

教育総務課長

1の(4)の対象のところ、小学校については、ひろば事業と連携して訓練を行った。また、モデル校5校だが、避難拠点の運営連絡会との連携、それから、青少年育成地区委員会との連携というものが挙げられる。

天沼委員

教育委員会とかかわりのあるところとの連携というように解釈してよろしいか。そのほか、例えば、実際の災害時にはけが人が出たり、火災が起きたり、あるいは防犯にかかわるようなこともあると思うが、そういった他の部署との連携は、行われなかったのか。

教育総務課長

防災課とは、防災無線塔の活用をはじめ行政防災無線の連絡など連携させていただいた。今回、警察や消防については連携を図っていない。これについては、区の一斉防災訓練においても、このような形で訓練している場合もある。警察や消防との連携については、区の防災訓練における役割分担も踏まえながら、今後のあり方を検討していきたい。

天沼委員

その方針でよろしいかと思う。しかしながら、教育委員会として一斉にこのような防災訓練をするという事前周知はあったのか。

教育総務課長

今回の訓練においては、警察や消防に関わってもらえなかったため、個別の連絡はしていない。ホームページのみの周知である。

天沼委員

一斉に引き取り訓練を行うと親御さんが外出して家が留守になるので、その時間帯の地域の防犯という問題もあるかと思う。事前に訓練をするということを、警察をはじめその他の関係機関に連絡する必要があったと思ったので確認させていただいた。

安藤委員

先ほど、東日本大震災の際に、東北地方では学校の先生方が避難所を回って児童生徒の安否を確認したという話があったが、練馬区は子供の数も多いし、先生方も必ずしも学校の近くに住んでいるわけではないので、実際には難しいと思う。家にいるときに、安否を確認する方法を決めておくよと思う。例えばメールで学校に知らせる、あるいは何かあったときには学校に電話を入れるというような方法である。一斉防災訓練のときに、児童生徒を帰すだけでなく、児童生徒の情報を吸い上げる訓練を合わせて行うことはできないか。また、実際に訓練をする、しないということではなく、事前に連絡方法を周知しておけば、先生方が避難所を回ったり、各家庭を訪問したりする必要はなくなると思う。そのようなことも今後検討してもらいたい。

教育総務課長

この9月から緊急一斉メール連絡網システムを導入することになっている。これについては、アンケート機能と言って、学校からの連絡だけではなく、保護者から返事が返ってくる仕組みもあるので、そのような機能を活用することも方法の1つである。また、委員がおっしゃったとおり、学校の単位で震災時に、どういった方法で学校に児童生徒の安否を伝えるかという仕組みが必要だと思っている。今後検討させていただきたい。

委員長

ほかによろしいか。
それでは、次の報告 番についてお願いします。

総合教育センター所長

資料に基づき説明

委員長

これについてご質問はあるか。
特になし。
それでは、次の報告 番についてお願いします。

子育て支援課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員のご意見、ご質問を伺う。

天沼委員

質問をする。まず、1つ目は、言葉でわからないのだが、2ページ目のノーバディーズパーフェクト講座とあるが、これは何をやる講座なのか、ご説明いただければと思う。

2つ目は、6ページの24年度取り組みの一番下のところであるが、-6-16で外遊びの場の提供であるが、22年度に選定した団体に補助を実施し、区内7か所で事業を実施したとあるが、24年度未実施状況を見ると補助実施となっている。これはどのようなことが教えてもらいたい。

3つ目は、-4-1の保育所待機児童の解消に向けた取り組みである。対策が進められ定員が増えてきているが、途中の目標指標のところ、保育所の定員が152人、93人、75人と減少し、幼稚園預かり保育の定員も155人、130人、100人と減少しているが、何か理由があるのかお聞かせいただきたい。

それから、11ページの-1-20なのだが、区立幼稚園の適正配置実施計画策定とあるのだが、計画策定後の幼稚園の状況についてお聞かせいただきたい。

それから、11ページの-2-2の子育て学習講座であるが、ねりマイクメン講座に429名が参加している。父親の子育てが大きな課題になってきていると思うが、この講座の内容を教えてください。よろしくお願いします。

委員長

質問がたくさん出ているが、順番によりしくお願いする。

青少年課長（練馬子ども家庭支援センター所長）

まず、2ページ、-2-4のノーバディーズパーフェクト講座についてお答えする。これは東京都が講座企画を出して、各自治体においてそれに沿った講座を行っているものである。講座の内容であるが、子育てに自信が持てるように、それぞれの講師が不安を取り除きながら、講座を進めている。

2番目の6ページ、-6-16の外遊びの場の提供である。これについては、さまざまな外遊びを提供している団体に対して、子供たちがこういった機会に触れられるような場の提供ということで、補助を行っているものである。

次に、11ページ、-2-2のイクメンに関する講座についてである。これについては、男性の育児への参加をテーマに、講座内容を自主的に企画しているものである。

保育課長

4ページの待機児童解消の-4-1の保育室の人数の減少についてである。保育室の制度は過渡期にあり、認証保育所に制度を切り替えている。その中で、保育室そのものが減少しているということである。

それから、幼稚園の預かり保育についてである。私立幼稚園で預かり保育をやっていたが、預かり保育をやっていた園が認定こども園に移行したということがある、この預かり保育の欄の人数が減少したように見える。

学務課長

11ページの - 1 - 20の区立幼稚園の適正配置についてであるが、24年度に当該計画を策定したところである。現在の状況だが、25年度、あかね幼稚園とわかば幼稚園については、5歳児のみ保育を行っている状況である。

委員長

これで全部か。ありがとう。それではほかの方は、

安藤委員

次世代育成支援行動計画は、私たちが普段かかわっているような内容から、バリアフリーやパトロールまで多岐にわたっているということを改めて認識させられた。

質問である。4ページの基本施策のまとめのところで、緊急時における短期特例保育事業の需要が高いとある。これは就職活動によるものなのか、それとも、病児病後児保育ということなのか教えてほしい。

それから続けてだが、5ページの中高生の居場所づくりについてであるが、実施児童館は、21年度が2館、24年度は6館、26年度は10か所となっている。これは児童館以外でも同じように取り組んでいるということで10か所なのか。単位が館でないことの確認である。また、その場合については、どのようなところを想定されているのか教えてほしい。

それから、7ページの遊遊スクールの子供による講座づくりとあるが、これは、どんな講座があるのか教えてほしい。また、どの辺の年齢の子供たちを対象としているのか教えてほしい。

保育課長

まず短期特例保育についてであるが、この制度は、保護者または家族が入院や出産といった事情で一時的な保育を必要とする乳幼児を、保護者にかわってお預かりする制度である。原則1か月以内のお預かりということであるが、出産の場合は3週間となっている。

青少年課長

遊遊スクールについてであるが、中学生が対象となっている。内容としてはスポーツ、レクリエーションが多く企画されていて、それぞれの活動に対して支援を行っている。

子育て支援課長

中高生の居場所づくりについてである。目標指数は実施児童館数であるため、26年度目標値は「か所」ではなく「館」のほうが適正である。修正をお願いする。

委員長

ほかに。

外松委員

感想だが、次世代育成支援行動計画は多岐にわたっている。細かいところまで配慮していただいていると思った。8ページの一番下のこんにちは赤ちゃん事業は、出産した方のお宅を訪問する事業であるが、初産の方、周りにおじいちゃんやおばあちゃんがない方、シングルの方は、特に不安も多いだろうから、子育てに関するアドバイスを受けたり、相談に乗ってもらったりと大変心強いと思った。訪問を受けた方は、行政の人も自分のことを理解してくれていると感じてもらえるだけでも随分違うのではないか。

また、13ページの地域のパトロールだが、365日、24時間のパトロール体制となっている。区民は大変お世話になっていると思う。夜間のパトロールは大変だと思うが、今後もよろしく願います。

委員長

ほかにご意見あるか。

各委員から、多岐にわたる活動であり、それぞれの事業を充実させるのは、大変そうであるというお言葉があった。現在7割程度達成できているようなので、引き続き事業の充実を努めて100%達成できるように頑張ってください。よろしく願いたいと思う。

それでは、報告 番について願います。

子育て支援課長

資料に基づき説明

保育課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員のご意見、ご質問をお願いします。

よろしいか。それでは、特に質問等なしということで、次の報告に移る。

報告 番について願います。

保育課長

資料に基づき説明

委員長

各委員のご意見、ご質問があったらどうぞ。

天沼委員

さらに安全を確保されるということで、大変よろしいことだと思う。ただ、裏面にあるが、検査結果がスクリーニングレベルを超えた食材の使用はとりえず見合わせて、また再度検査をして、その結果を確認して使用するということであるが、この基準ほどの程度の基準なのか、以前の検査とどのように違うのか教えてもらいたい。

もう1つは、最初の検査で基準値を超えるのであれば、その食材を使用しないほうがよいと思う。放射能で汚染されているということを確認しているのだから、再検査などをせずに、それは使用禁止にしたほうがよいと思うが、いかがか。

保育課長

まず、この検査は、厚生労働省が定めた基準に基づいて実施している。今回のスクリーニングレベルは、 $50\text{ Bq} / \text{kg}$ であり、この基準は厚生労働省が定めた値である。昨年度については、同様の検査を2回実施したが、スクリーニングレベルを超えて、ゲルマニウム半導体検出器による再検査を行ったものはない。スクリーニング検査は、ヨウ化ナトリウムシンチレーションスペクトロメータを使用して行い、すべて $50\text{ Bq} / \text{kg}$ を下回った。

このスクリーニング検査についてであるが、スクリーニングとは、ふるいにかけるという意味があり、一定のレベル以上のものを、ひとまず拾い出すという検査で、その結果を踏まえて、詳細についてはゲルマニウム半導体検出器による検査を行うものである。ゲルマニウム半導体検出器による検査を行わなければ、ほんとうに数値を超えたものが確定できないわけである。そのような意味から、ゲルマニウム半導体検出器によって精度の高い検査を行い、その結果に基づき食材を使用するということである。

例えば、1つの食材がスクリーニングレベルを超えた場合、その時点で翌日の食材を詳しく検査することになり、その食材については使用を取りやめることになる。そして、ゲルマニウム半導体検出器を使用して検査を行い、その結果を確認してからその食材を使用することになる。しかしながら、食材を検査しているうちに、日数が経ってしまえば、そもそも食材が傷んでしまい使用できなくなるという問題もある。このようなことから、スクリーニングレベルを超えた食材がすべて放射能で汚染されているということではないので、ゲルマニウム半導体検出器による検査を行い、その結果が基準値を超えていなければ、その食材を使用するとさせていただいている。

天沼委員

まずは $50\text{ Bq} / \text{kg}$ という基準でスクリーニング検査を行うことになっている。しかし、資料を見ると、スクリーニングレベルを超えた食材をゲルマニウム半導体検出器で検査した場合の基準値は $100\text{ Bq} / \text{kg}$ となっている。 $100\text{ Bq} / \text{kg}$ とは、スクリーニングレベルである $50\text{ Bq} / \text{kg}$ の2倍の数値であり、放射能の汚染の度合いも2倍になるわけだが、なぜゲルマニウム半導体検出器を使用した場合、 $50\text{ Bq} / \text{kg}$ ではなく $100\text{ Bq} / \text{kg}$ となるのか。 $100\text{ Bq} / \text{kg}$ ではなく $50\text{ Bq} / \text{kg}$ でもよいと思うがいかがか。

保育課長

厚生労働省の示している食材の安全性基準が100Bq/kgで、スクリーニング検査においては、その数値よりも低い値で検査している。より低い値であるが、先ほど申し上げたように、スクリーニング検査は精密な検査ではないので、50Bq/kgを超えた場合、再検査を行うという体制である。昨年度の実績においても、50Bq/kgを超えたことはないので、通常でいけば、このゲルマニウム半導体検出器で検査を行ったとしても100Bq/kgを超えるは考えられない。

天沼委員

保育所で小さな子供が放射能に汚染された食材を食べることがないように考えた。そういう意味からも、ゲルマニウム半導体検出器の検査により、100Bq/kgを超えていない食材を使用するという事に疑問を持った。

施設給食課長

昨年度は、保育園と学校において、時期が重ならないように検査を実施した。学校が3回、保育園が2回ということで検査させていただいた。検査方法は同一なので、私から補足させていただく。昨年度、保育園の食材も、学校の食材も、測定下限値である25Bq/kgを超えたものはなかった。普通であれば、これだけ時間が経過しているので放射能の数値が上がるということは考えにくいことから、一定の安全は確保されていると考えている。しかしながら、保護者の中には不安をお持ちの方もいらっしゃるので、東京都が実施する検査にそれぞれ参加するという考え方である。

次に検査基準値についてである。厚生労働省で示している一般食品の基準が100Bq/kgである。スクリーニング検査は、目の粗いふるいにかけるようなものであり、誤差が出る可能性がある。短い時間で一定のふるいにかけることから、精密な結果が得られるものではない。その中で大きな誤差が生じたとしても、この50Bq/kgを超えなければ、もう一度ゲルマニウム半導体検出器で測定を行った場合にも100Bq/kgを超えることはない。50Bq/kgを超えた場合には、場合によっては精密な測定をした場合100Bq/kgを超える可能性があるので、50Bq/kgがスクリーニング検査の基準値であると東京都から通知を受けている。

委員長

よくわかった、ありがとう。

外松委員

ささいなことなのだが、区立保育園と区内の私立保育園の園数がわかれば、教えてほしい。

保育課長

今回実施する施設数は143施設である。内訳だが、区立の認可保育所が60、私立の認可保育所が41、認証保育所が36、保育室が4、今年度オープンしたグループ型

家庭的保育事業が1、認定こども園が1、合計すると143施設である。

外松委員

ありがとう。

委員長

ほかにご質問はあるか。

ないようなので、次に行ってよろしいか。

それでは、その他の報告があったらお願いします。

教育指導課長

平成25年度練馬区立中学校生徒海外派遣の帰着について報告させていただく。

7月26日金曜日、多くの皆様に見送りをいただいた中、出発し、翌27日土曜日にオーストラリアのイプスウィッチ市に到着した。現地は冬だったが、温暖で爽やかな気候だった。イプスウィッチ市の練馬ガーデンでは、家族連れでお迎えをしてくださったホストファミリーをはじめ、イプスウィッチ市長、子供たちが訪問する5校のハイスクールの先生方、クイーンズランド州教育省の方々の歓迎を受けた。

派遣生は、到着後それぞれのホストファミリーへと別れていき、土日の2日間をホストファミリーとともに楽しく過ごしていた。派遣生は、その後、7日間のホームステイを通して、訪問校へ通い、英語による会話とともに、心が通じ合えること、また、人の心の温かさ、優しさ、おおらかさを感じ取ることができた。また、訪問校では、現地の生徒と一緒に授業を受け、さまざまな体験を重ねてきた。

最終日、8月1日夜のさよならパーティーでは、このパーティーを成功させた安堵感、ゲストの皆さんの期待に応えられたことへの感激、そうしたことを子供たちは得ることができた。

翌日8月2日金曜日はホストファミリーとお別れの会になり、子供たちは感謝の気持ちでいっぱいであった。

また、イプスウィッチ市長から、来年、イプスウィッチ市の学生が練馬区を訪問することについて、大変楽しみにしているということと、昨年度、河口教育長が訪問してくださったことへのお礼、また、練馬区教育委員会にお土産をいただいた。お土産にこちらの絵をいただいた。ほかにも多数、いろいろなものをいただいた。

また、イプスウィッチ市長をはじめ、クイーンズランド州教育省の方々、また訪問校の校長先生方からも、教育委員会に多数のお土産をいただいた。

今回の海外派遣のスローガンである「練馬から笑顔で絆 心を結ぶオーストラリア」まさにこれを体現できるような体験活動とすることができた。

今後については、事後研修も含めて、派遣生は在籍校に戻って活動の成果を全校生徒に報告することとしている。教育指導課においても、今回の海外派遣の目的である国際交流を通して友好親善を深めるとともに、将来にわたって国際社会に貢献できる中学生を育成すること、このことができるように、今回の活動の成果と課題をまとめ、次年度以降の取り組みの改善・充実に努めてまいりたいと考えている。

また、今回派遣生1人として病院に行くようなことがなく、全員健康で楽しく、また、充実した体験活動を行うことができた。最後になるが、私たち派遣団を支えてくれた関係者の皆様に改めて感謝を申し上げるとともに、簡単ではあるが、以上で報告とさせていただきます。ありがとうございます。

委員長

ご苦労さまだった。

ご質問等あるか。

今回も大変大きな成果を上げていただき、無事帰られたこと、まずはとてもよかったと思う。引率の方々は特に、心身ともに大変なご苦労があったかと思うが、ありがとうございます。今後のご指導も引き続きよろしくお願ひしたいと思う。

ほかの方はよろしいか。

ほかに報告はあるか。

特にないか。それでは、以上で第15回教育委員会定例会を終了する。